

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2003-247115(P2003-247115A)

【公開日】平成15年9月5日(2003.9.5)

【出願番号】特願2002-40867(P2002-40867)

【国際特許分類第7版】

A 4 2 B 1/04

A 4 2 B 1/20

【F I】

A 4 2 B 1/04 Z

A 4 2 B 1/20 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

柔軟で平板な帽子本体の周辺部に、薄い可塑性の金属テープを環状に貼り付け、この金属テープを周方向に屈曲させて、金属テープが頭を囲むようにした帽子を形成させる簡易帽子において、頭の大きさに合わせて周方向に屈曲させた前記金属テープに、屈曲していない薄い可塑性の金属テープを重ねて貼り付けたことを特徴とする簡易帽子。

【請求項2】

前記屈曲していない金属テープが、両端間に間隙を設けて貼り付けられている請求項1の簡易帽子。

【請求項3】

柔軟で平板な帽子本体の周辺部に、薄い可塑性の金属テープを環状に貼り付け、この金属テープを周方向に屈曲させて、金属テープが頭を囲むようにした帽子を形成させる簡易帽子において、前記金属テープを頭の大きさに合わせて周方向に屈曲させた後に、屈曲していない薄い可塑性の金属テープを屈曲させた金属テープに重ねて両端間に間隙を設けて貼り付け、この屈曲していない金属テープを、前記屈曲させた金属テープとともに、再度屈曲させることを特徴とする簡易帽子。

【請求項4】

前記屈曲していない金属テープが、屈曲させた金属テープの幅より大きい幅をそなえている請求項1または2または3の簡易帽子。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【課題を解決するための手段】

このため、柔軟な帽子本体の周辺部に薄い可塑性の金属テープを環状に貼り付け、この金属テープを屈曲させて頭の大きさに合わせる簡易帽子において、金属テープを屈曲させて頭の大きさに合わせた後に、この屈曲させた金属テープに、屈曲していない薄い可塑性

の金属テープを重ねて貼りつけるようにしている。

また、頭の大きさに合わせて屈曲させた金属テープに、屈曲していない薄い可塑性の金属テープを重ねて貼り付けるときに、屈曲部が伸びて径が大きくなり易いので、重ねて貼り付けたのち、前記屈曲させた金属テープとともに、再度屈曲させて径を調節させる。

なお、屈曲していない金属テープの幅は、両端が重ならないように間隔を設けて貼り付けることが望ましい。

また、重ねて貼り付ける屈曲していない金属テープは、屈曲させた金属テープの幅より幾分大きくしておけば、貼り付けを容易にことができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この場合、金属テープ3の幅を、金属テープ2の幅より僅かに大きくしておけば、貼り付けを容易に行わせることができ、あらかじめ接着剤を塗布し剥離紙を付けたテープを行い、剥離紙をはがしながら屈曲部5を金属テープ3の下に押し込む要領で径が大きくならないようにして貼り付ける。この場合、金属テープ3の両端部4、4を僅かな間隙、たとえば1ないし5cm程度の間隔を設けて重ならないように貼り付けることが好ましい。